

第2章

組織体制

本市では、令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたことについて、「北九州市健康危機管理計画」で示す健康危機レベルが「健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要な状況である」と判断し、同月30日に「北九州市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置した。さらに、その後の国内における感染状況に対し、「重大な健康危機が発生し、又は、発生のおそれがあり、警戒が必要な状況である」と判断し、令和2年2月17日に市長を本部長とする「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。当会議では、国や県の対応方針を踏まえ、全市的な感染対策の方向性や、イベントの開催方針、市公共施設の閉館等の対策を決定した。

令和2年4月には、県内各地で感染者が急増し、さらなる感染拡大防止対策を講じる必要が生じたことを踏まえ、福岡県知事の要請により、県内の連携を一層強化するため、オンラインによる緊急トップ会議が開催された。

また、感染の拡大に伴い、感染対策の総括や、国・県との調整、検査や疫学調査、医療体制の確保、大規模なワクチン接種事業、事業者への支援事業など、多種多様な新規業務が発生した。本市では、必要な組織体制の整備・強化として、総務局に「新型コロナウイルス感染症対策室」を新設したほか、保健福祉局に「新型コロナウイルス感染症医療政策部」、「新型コロナウイルス感染症医療対策部」、産業経済局に「緊急経済対策室」、教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局」などを新設した。さらに、感染状況に応じた柔軟かつ迅速な対応が可能となるよう区役所をはじめとした全庁的な応援体制を整備した。

国・県の主な動き

国においては、新型コロナウイルス感染症対策分科会等の提言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策本部にて基本的対処方針を策定した。また、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部では、国の決定を受け、福岡コロナ警報等の県独自措置の発出や県民や事業者への要請などを行ってきた。本市では、こうした国や県対策本部での決定事項を受け、本市における対応方針等を決定した。

1 北九州市における組織体制

(1) 新型コロナウイルス感染症対策会議

- 新型コロナウイルスへの対策にあたっては、関係部局において市内の感染状況の情報共有を図るとともに、国や県の対処方針などを踏まえた全市的な感染対策の方針を決定する必要があるため、「北九州市健康危機管理計画(以下、「健康危機管理計画」という。)」で定める健康危機レベルに応じた組織を編成し、対策を講じた。

【健康危機管理計画に基づく組織体制】

ア 北九州市新型コロナウイルス感染症警戒本部

- ・ 令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受け、健康危機管理計画に定める健康危機レベル「橙(オレンジ)」にあると判断し、同月30日に設置した。

イ 北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・ 国内で感染者が初めて確認された後、「感染経路が不明な事例」や「2次感染、3次感染が疑われる事例」、「重症化や死亡する事例」等が相次いで確認され、国の専門家会議において「国内発生早期」との認識が示された。これに伴い、本市でも健康危機レベルを「赤(レッド)」に引き上げ、令和2年2月17日に「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱」を制定し、市長を本部長とする対策本部を設置した。
- ・ 当会議では、県からの要請のもと、市主催イベントの取扱いや市の公共施設の取扱い、学校に対する要請、各種支援策などについて決定した。

| 組織体制 | ア 北九州市新型コロナウイルス 感染症警戒本部 | イ 北九州市新型コロナウイルス 感染症対策本部 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 危機レベル | 橙(オレンジ) | 赤(レッド) |
| 本部長 | 副市長(保健福祉局担当) | 市長 |
| 副本部長 | 保健福祉局長 | 副市長(保健福祉局担当) |
| 開催回数 | 1回 | 46回(書面開催を含む) |

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める「地方公共団体相互の連携・協力」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の際には、緊急トップ会議が開催され、福岡県や近隣自治体などと緊密に連携を図ってきた。

【トップ会議開催実績】

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|------|------|------|------|
| 実施回数 | 11回 | 14回 | 3回 |



(対応を振り返って)

関係機関と緊密に連携を図るとともに、日々変化する状況に対応するため、迅速な会議開催及び方針決定を行ってきた。また、決定事項については、幅広く速やかに市民等に周知するため、市ホームページでの公表や報道機関への情報提供、市長の記者会見等さまざまなツールを活用して実施した。

(2) 組織及び人員体制の整備

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染状況や国・県の動向等に応じて、市が果たすべき役割は日々変化してきた。あらゆる行政ニーズに応じることができるよう、柔軟かつ迅速に組織及び人員体制を整備した。

ア 新型コロナウイルス対策に係る主な組織体制の強化

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策室【総務局】

主な役割

市内での陽性者の発生や国の緊急事態措置の実施を受け、全庁的な体制強化を図るため、副市長をトップに、本市が行う新型コロナウイルス感染症対策の全体総括を行う部署として、庁内及び関係機関との連絡調整や市民向け広報、相談体制の整備などを行う。

設置年月日

令和2年4月8日

(イ) 緊急経済対策室【産業経済局】

主な役割

感染拡大による経済活動の急速な縮小に伴い、困窮している事業者や生活者への支援を迅速に行う。

設置年月日

令和2年4月17日

(ウ) 新型コロナウイルス感染症医療政策部・新型コロナウイルス感染症医療対策部【保健福祉局】

主な役割

新型コロナウイルスの医療対策専門部署として、感染症対策の総括や、国・県との調整、感染者の入院調整、健康調査などを行う。また、令和3年2月には、新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ適切に進めるため、新型コロナウイルス感染症医療政策部に担当ラインを新設した。

(新型コロナウイルス感染症医療政策部) 本庁・政策部門
 (新型コロナウイルス感染症医療対策部) 保健所・現場対応

設置年月日

令和2年8月1日

(エ) 教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局【教育委員会】

主な役割

市立学校・園における新型コロナウイルスへの感染症対策等を実施する。

設置年月日

令和2年4月20日

(オ) その他

- 上記のほか、業務の急激な拡大期等においては、兼務発令を活用した全庁的な応援体制を構築することで、体制の強化を図った。

イ 新型コロナウイルスに関連する組織体制の変遷

| 発令年月日 | | 組織改正内容 | 改正の背景 |
|-------|-------|---|-----------------------|
| 令和2年 | 2月20日 | 【保健福祉局保健衛生部】 新型コロナウイルス感染症対策担当ラインを新設 | 県内での感染者発生(2/20) |
| | 4月8日 | 【総務局総務部】 「新型コロナウイルス感染症対策室」を新設 | 国の緊急事態宣言(4/7) |
| | 4月17日 | 【産業経済局】 「緊急経済対策室」を新設 【市民文化スポーツ局市民総務部】 「生活支援臨時給付金室」を新設 →令和2年4月20日付で「特別定額給付金室」に名称変更 | 国の緊急経済対策(4/7) |
| | 7月1日 | 【子ども家庭局子ども家庭部】 新型コロナウイルス対策担当ラインを新設 【教育委員会事務局学校支援部】 新型コロナウイルス対策担当ラインを新設 | 児童・生徒のクラスター発生 |
| | 8月1日 | 【保健福祉局】 「新型コロナウイルス感染症医療政策部(本庁)」、「新型コロナウイルス感染症医療対策部(保健所)」を新設 | 感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化 |
| | 10月1日 | 保健師2名を採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課に係員2名増員) | 感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化 |

| 発令年月日 | | 組織改正内容 | 改正の背景 |
|-------|--------|---|--------------------------|
| 令和3年 | 1月1日 | 医師1名を採用 (保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部医療対策担当課長を新設) | 感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化 |
| | 2月1日 | 保健師1名を採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課に係員1名増員) | |
| | 2月15日 | 【保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部】 新型コロナウイルスワクチン接種担当ラインを新設 | |
| | 4月1日 | 当初採用予定から保健師11名(前倒し採用3名を含む)を上乗せして採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課等の体制を強化) | |
| | 5月21日 | 【各区役所(7区)総務企画課】 新型コロナウイルスワクチン接種担当係長を新設 | |
| | 8月1日 | 医師1名を採用 (保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課に係員1名増員) | |
| | 10月1日 | 保健師1名を採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課に係員1名増員) | |
| | 12月1日 | 【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 給付金担当ラインを新設 | |
| | 12月24日 | 【保健福祉局総務部総務課】 給付金担当ラインを新設 | 住民税非課税世帯等への給付金支給にかかる体制強化 |
| 令和4年 | 4月1日 | 当初採用予定から、保健師3名(前倒し採用1名を含む)を上乗せして採用 | 感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化 |
| | 5月23日 | 【保健福祉局総務部総務課】 係員2名増員 | 住民税非課税世帯等への給付金支給にかかる体制強化 |
| | 10月11日 | 【保健福祉局総務部総務課】 係長1名、係員2名増員 【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 給付金担当ラインを新設 | |
| | 11月1日 | 【保健福祉局総務部総務課】 係員1名増員 | |

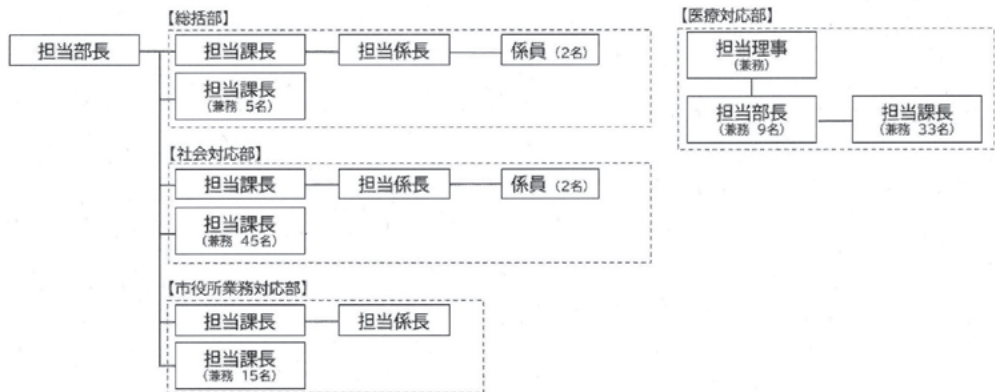
- 上記のほか、保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課において、令和2年度より非常勤嘱託医師を最大13名、会計年度任用職員として保健師及び看護師を17名任用した。

(対応を振り返って)

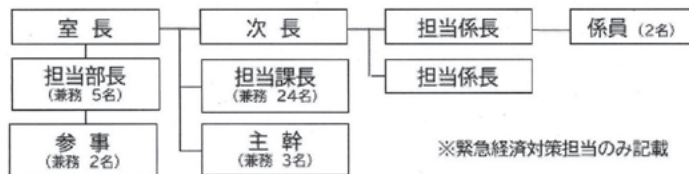
令和2年2月20日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、特別定額給付金の給付、ワクチン接種事業や子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する支援事業を始めとする新規事業等に対応するため、柔軟かつ迅速に組織及び人員体制を整備するとともに、業務が繁忙する部局に対しては、兼務発令の活用等により、全庁的な応援体制を構築してきた。

(参考) 組織図 (令和4年3月31日時点)

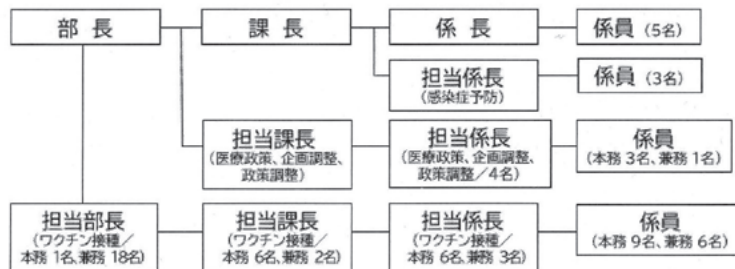
● 新型コロナウイルス感染症対策室【総務局】



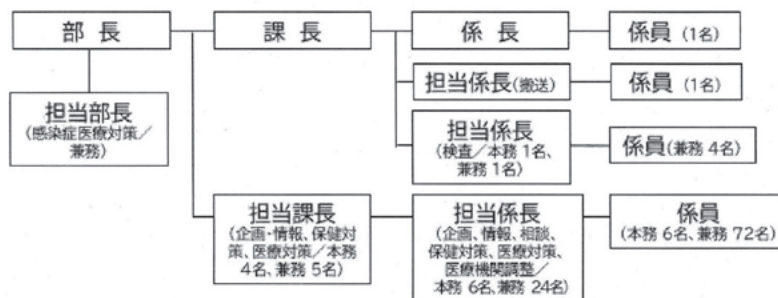
● 緊急経済対策室【産業経済局】



● 新型コロナウイルス感染症医療政策部【保健福祉局】



● 新型コロナウイルス感染症医療対策部【保健福祉局】



● 教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部【教育委員会】

